当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ 在イスラエル日本国大使館 2024年12月20日

(お知らせ)イスラエル入国のための電子渡航認証制度(ETA-IL system)の本格運用について(2025年1月1日から開始)

- ●観光、短期商用等の査証(ビザ)免除による短期滞在でのイスラエル入国にあたっては、2024年7月1日から12月31日までの間、オンラインでの電子渡航認証制度(ETA-IL system)が試行運用されています。同期間中の申請は任意であり、手数料も無料です。
- ●2025年1月1日からは電子渡航認証制度が本格運用されるため、渡航前の認証取得が必須となり、有効な査証又は電子渡航認証を取得しなかった場合、航空機への搭乗や入国を拒否される可能性がありますので、十分ご注意ください。また、申請手数料は有料(25シェケル)となります。
- ●なお、本制度は、就労や留学等のための査証を取得して入国する方は対象外です。また、イスラエル国籍保持者及びイスラエル ID 番号所有者についても申請は不要です。本制度の詳細に関する駐日イスラエル大使館の案内は以下のとおりです。

https://new.embassies.gov.il/japan/ja/news/eta-il

(本文)

〇申請手続きは、以下のウェブサイトの「Check & Apply」から行うことができます。

https://israel-entry.piba.gov.il/

- 〇申請の流れは概ね以下のとおりです。
 - (1) 有効な旅券、メールアドレス、クレジットカード(VISA、マスター、アメックス)を準備する。
 - (2) 申請フォームから必要事項を入力する。
 - (3) 申請が完了すると受付完了のメールが送信される。
 - (4) 申請が認証された場合、ETA-IL 番号、有効期間開始日、利用条件が記載されたメールが送信されるので、イスラエル滞在中は同メールのコピーを保持しておく。
 - (5) 追加の確認事項がある場合には必要な情報の提出方法について記載されたメールが送信される。
 - (6) 申請が拒否された場合、申請の結果と追加情報提出のためヘルプセンターに連絡するよう記載されたメールが送付される。

〇申請手続きに関する技術的な問題やご不明点に関しては、イスラエル政府のサービスセンター (eta@piba.gov.il) 又は駐日イスラエル大使館 (https://embassies.gov.il/tokyo/Pages/default.aspx) までお問い合わせ

ください。

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292 Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館ホームページ:

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html